

尾張旭市営住宅 入居者募集案内

(令和8年5月募集)

※入居募集を予定しておりました柏井住宅2号棟は、特例措置の適用により予定戸数に達したため、募集を行いません。あらかじめご了承くださいませよう願いたします。

申込受付期間	令和8年5月8日(金) から 令和8年5月21日(木) まで (必着)
抽選日	令和8年6月19日(金)
入居予定日	令和8年8月1日(土)



問い合わせ先

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1

尾張旭市 都市整備部 都市計画課 建築住宅係

電話番号 (0561) 76-8158 (直通)

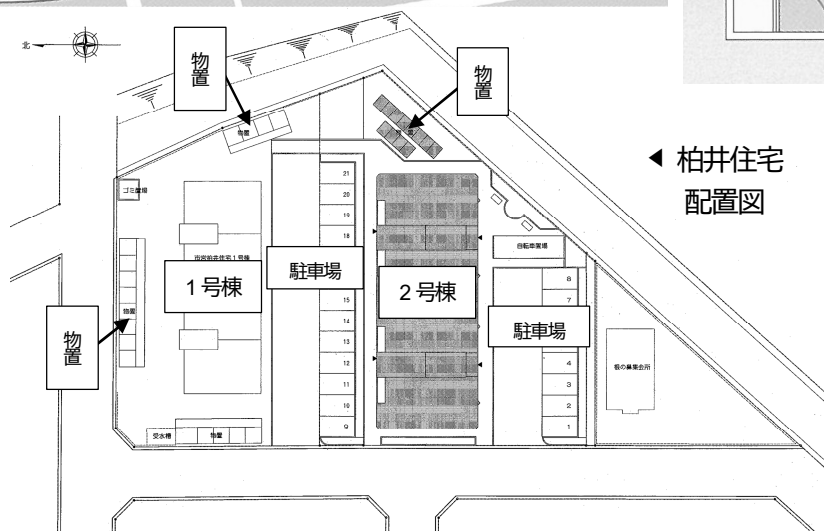
(0561) 53-2111 (代表) 内線 524

1 募集概要

◇ 今回入居者を募集する住宅

市営柏井住宅 1号棟

所在地	尾張旭市根の鼻町二丁目6番地1
アクセス	名鉄瀬戸線 三郷駅 徒歩約15分 市営バスあさぴー号 東ルート17 根の鼻町集会所 徒歩すぐ
募集戸数	1戸
間取り等	3K(单身入居可)/3階(エレベーター無し)
建設年度	昭和47年度
家賃	月額12,000円~22,300円(所得によって異なる)
学校区	東栄小学校/東中学校
構造	中層耐火4階建



◇入居申込みについて

申込期間	令和8年5月8日(金)～5月21日(木)【必着】 午前9時～午後5時(土・日曜日・祝日を除く)
申込方法	必要書類を添付し、尾張旭市役所都市計画課まで持参または郵送で申込みしてください。
申込場所	尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1 尾張旭市役所 南庁舎 2 階 ③都市計画課
抽選日時	令和8年6月19日(金) 午前10時～ (抽選結果は7月初旬頃に郵送します)
抽選会場	市役所南庁舎 2 階 201 会議室
入居手続	令和8年7月10日(金) 期限 (契約書の提出と家賃3ヶ月分の敷金入金が必要です)
入居時期	令和8年8月1日(土)予定 (15日以内に全員が入居してください)

2 申込資格について

①～⑤の全てに当てはまること。

① 現に同居し、または同居しようとする親族等があること。
(単身で申し込む場合を除く)

➤ 親族とは民法上の親族を意味します。

※ 内縁関係にある方、婚約者、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者、尾張旭市ファミリーシップ制度利用者及び里親に育てられている児童を含む。

※ 現在妊娠中の場合、出産予定日が令和8年7月31日までの胎児は同居しようとする親族に含めることができます。

➤ 内縁関係にある方は、住民票に「未届の妻(夫)」と記載されており、戸籍謄本で婚姻関係がないことが確認できれば申込み可能です(「同居人」は不可)。

➤ 離婚調停中及びDV被害者等を除き、夫婦を分割して申し込むことはできません。

➤ 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養義務がない親族等で構成された世帯で申し込むことはできません。

② 市内在住または在勤で住宅に困窮していること。

➤ 受付日より2ヶ月以上前から尾張旭市在住または尾張旭市在勤であること。

➤ 申込者本人及び同居予定者の中に持家(自家所有者・共有名義含む)の方がいる場合は申込みできません。

(売却や競売等により、持家(自家所有者)でなくなることが証明できる場合を除く。)

③ 市税を滞納していないこと。

➤ 市税とは市民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税です。

④ 申込者が暴力団員でないこと。

➤ ここでいう「暴力団員」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

⑤ 公営住宅法施行令に定める収入基準に適合していること。

- 申込者本人及び同居予定者のうち、申込日現在で収入のある方全員の合計総所得が収入基準の計算対象となります。

◇ 単身で申し込む場合、以下のいずれかに該当すること。

- ◆ 60 歳以上の方
- ◆ 障がいがある方
身体障害者手帳 1～4 級／精神障害者保健福祉手帳 1～3 級／療育手帳 A～C／愛護手帳 1～4 度
- ◆ 戦傷病者
恩給法の特別項症～第 6 項症、第 1 款症
- ◆ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
- ◆ 生活保護を受けている方
- ◆ 海外から引き揚げた日から 5 年を経過していない方
- ◆ ハンセン病療養所入所者等
- ◆ DV 被害者
配偶者暴力防止等法の規定による一時保護または保護終了から 5 年未満の方、または裁判所に保護命令の申立てを行い、その効力を生じた日から 5 年未満の方

3 収入基準について

◇ 所得月額について

申込資格の収入基準は、「所得月額」によって判定します。「所得月額」とは、同居しようとする親族全員(婚約者を含む)の所得金額を合算し、控除を差し引いた額を12で割った額であり、一般にいわれる“手取り”とは異なります。

一般世帯：所得月額 158,000 円以下

裁量階層：所得月額 214,000 円以下

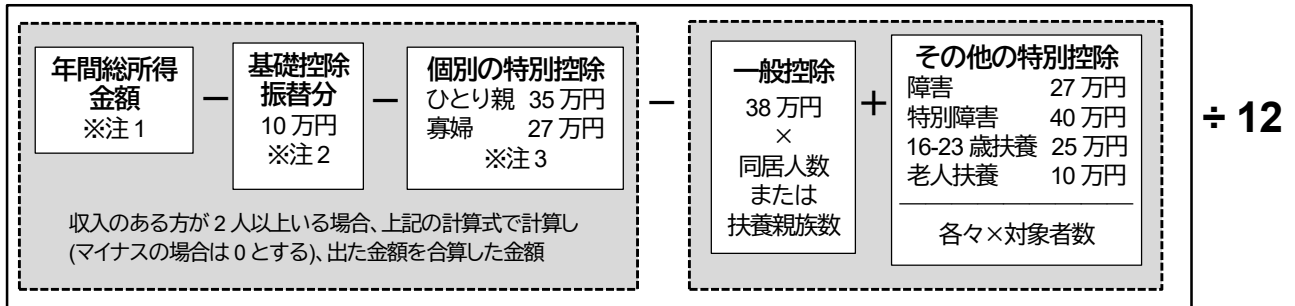
◇ 裁量階層について

下記条件にあてはまる世帯の方は、裁量階層の所得月額まで申込みできます。

1	申込者または同居する方が次のいずれかに該当する世帯	
(1)	障がい者	① 4 級以上の身体障がいがある方 ② 2 級以上の精神障がいがある方 ③ 中度(B・3 度)以上の知的障がいがある方
(2)	戦傷病者	恩給法別表第一号表ノ二の特別款症～第 6 項症、または別表第一号表ノ三の第一款症に認定されている方
(3)	原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
(4)	引揚者	海外からの引揚者で、引き揚げた日から 5 年未満の方
(5)	ハンセン病療養所入居者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者
2	申込者が 60 歳以上で、同居する方の全員が 60 歳以上か 18 歳未満の世帯	
3	小学校に入学する前の子どもがいる世帯	

◇ 所得月額の算出方法について

計算式



※注1 給与と年金の双方を有する場合も租税特別措置法により所得金額調整控除として10万円控除。

※注2 個人事業主(自営業者等)の方は、上記計算式の基礎控除振替分はありません。

※注3 ひとり親と寡婦の併用はできません。

年間総所得金額算出方法

【公的年金以外(給与所得等)の場合】

年間総収入金額	年間総所得金額
1円～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	総収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

年間総収入金額	年間総所得金額
1,628,000円～1,799,999円	(注)A×0.6+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(注)A×0.7－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(注)A×0.8－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	総収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	総収入金額－1,950,000円

(注) A の計算式

年間総収入金額 / 4,000 = ※小数点以下を切捨て ⇒ × 4,000 = A

【公的年金の場合】

65歳未満の方		65歳以上の方	
年間総収入金額	年間総所得金額	年間総収入金額	年間総所得金額
130万円未満	公的年金総収入－600,000円	330万円未満	公的年金総収入－1,100,000円
130万円以上 410万円未満	公的年金総収入×0.75－275,000円	330万円以上 410万円未満	公的年金総収入×0.75－275,000円
410万円以上 770万円未満	公的年金総収入×0.85－685,000円	410万円以上 770万円未満	公的年金総収入×0.85－685,000円
770万円以上 1,000万円未満	公的年金総収入×0.95－1,455,000円	770万円以上 1,000万円未満	公的年金総収入×0.95－1,455,000円
1,000万円以上	公的年金総収入－1,955,000円	1,000万円以上	公的年金総収入－1,955,000円

※ 遺族年金、障害年金などの課税されない年金は収入基準の計算対象所得とはなりません。

【上記以外の収入の場合】

所得税の確定申告の計算方法によります。

【収入計算で控除する金額】

年間総所得額から控除できる額は次のとおりです。

区分	控除項目	控除対象者		控除額
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方		1人につき 38万円
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族の対象として認められている方(仕送りをしているだけでは扶養家族にならない場合があります。)		
個別の特別控除	ひとり親控除	<ul style="list-style-type: none"> 離婚した後、婚姻していないか、配偶者と死別した後、婚姻していない方で、生計を一にする子^(注1)を有し、合計所得額が500万円以下の方 配偶者の生死が不明または婚姻によらないで母(父)になった女子(男子)で、その者と生計を一にする子^(注1)を有し、合計所得金額が500万円以下の方 		その人の所得から 35万円
	寡婦控除	<ul style="list-style-type: none"> 夫と離婚したのち婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下の方 夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で合計所得金額が500万円以下の方 		その人の所得から 27万円
その他の控除	障害者控除	身体障害者手帳	3～6級	1人につき 27万円
		精神障害者保険福祉手帳	2・3級	
		愛護手帳	3・4度	
		療育手帳	B・C	
		戦傷病者手帳	第4項症～第4目症	
	特別障害者控除	身体障害者手帳	1・2級	1人につき 40万円
精神障害者保険福祉手帳		1級		
愛護手帳		1・2度		
療育手帳		A		
戦傷病者手帳		特別項症～第3項症		
被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者				
16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族控除	申込者または一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方のうち、申込家族のいずれかの扶養親族と認められている方(配偶者は除く)		1人につき 25万円	
老人扶養親族控除	申込者または一般控除の対象者の中で年齢70歳以上の方のうち、申込家族のいずれかの扶養親族と認められている方		1人につき 10万円	

※ 控除の内容、金額については、法律の改正により変更される場合があります。

※ 婚約者の方は同居親族に含みます。年齢は申込日現在での満年齢とします。

(注1) この場合の「子」は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養家族となっていない方に限られます。

4 申込書類について

申込には次の書類を用意してください。

書類一覧	注意事項
① 市営住宅入居申込書	全員提出
② 住宅困窮申告書	全員提出
③ 同意書または納税証明書	全員提出
④ 確約書	全員提出
⑤ 住民票の写し	個人番号(マイナンバー)記載の場合は、原則添付は不要。申込者の状況によって添付が必要な場合があるため下記を参照ください。
⑥ 所得を証明する書類	
⑦ 扶養または無職を証明する書類	
⑧ 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	
⑨ 婚約証明書、婚約入居の誓約書	婚約中の方のみ添付
⑩ その他の提出書類	該当者のみ添付

① 市営住宅入居申込書

- 令和7年1月1日以前から市内在住の方で、個人番号(マイナンバー)を利用したの申込みを希望される方は、個人番号欄に個人番号を記載してください。
- 個人番号を記載の場合、申込書提出時に個人番号の確認及び本人確認を行います。

【個人番号の確認】

マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードを申込書提出時に窓口で提示してください。

【本人確認】

申込書提出時に下記本人確認資料を提示してください。

(1) 本人確認を1点で実施するもの

自動車運転免許証、パスポート、在留カード・特別永住者証明書、マイナンバーカード等、官公庁が発行するもの。

(2) 本人確認を2点で実施するもの

年金手帳、年金証書、介護保険被保険者証、消印のある本人宛郵便物等、官公庁が発行するもの。

② 住宅困窮申告書

- 現在の住宅の状況及び住宅に困窮している事情を記入してください。
- 現在、賃貸住宅に入居中の方は賃貸借契約書の写し、または家賃の支払済み証明書等を添付してください。
- 持家処分により申込みされる方は、不動産の媒介契約書または競売開始の証明書を添付してください。
- 親族等の持ち家に居住されている方は、固定資産税の納税通知書のコピー、固定資産税評価証明書または建物の所有者の利権関係の分かる登記事項証明書等を添付してください。

③ 同意書または納税証明書

- この同意書は、市税の納付の確認に同意をする書類です。収入のある全ての方にご署名いただいた同意書を提出してください。
- 在勤資格による申込みの方または令和8年1月2日以降に転入された方は、令和8年1月1日現在にお住まいの市町村役場が発行する、令和7年12月31日現在で納期が到来している市税について、未納のない納税証明書を提出してください。

④ 確約書

- 暴力団員の方は市営住宅へ入居できません。暴力団員でないことを確約してください。

⑤ 住民票の写し

- 個人番号を記載の場合は添付不要です。
- 個人番号を記載しない場合、世帯主、続柄、筆頭者氏名が記載された、現在の同居家族全員のものを提出してください。住民票の写しを交付申請する際には、必ず「(世帯全員)省略されていないもの」を申請してください。
- 個人番号を記載しない場合、婚約者の方は、現在同居している両親等家族全員の住民票の写しを、申込者・婚約者それぞれが用意し提出してください。
- 個人番号を記載しない場合、内縁関係で申込みをされる方は、「未届(内縁)の妻(夫)」の表示のあるものを提出してください。

⑥ 所得を証明する書類

- 個人番号を記載の場合は原則添付不要です。
- 個人番号を記載しない場合、前年の所得を証明する書類を提出してください(収入を証明する書類の区分表で確認してください)。
- 前年1月2日以後に退職されて、現在就労されていない方は、個人番号を記載した場合であっても離職票の写し(雇用保険受給資格証も可)、または退職証明書(この場合、所得証明書は不要)を提出してください。退職証明書は勤務先で使用している書類で、退職した方の氏名と退職年月日が記入され、勤務先印と代表者印が押印されたものであれば、書式は自由です。
- 前年1月2日以後に就職・転職された方は、個人番号を記載した場合であっても申込書裏面の様式1「給与所得者」欄に、現在の勤務先で証明を貰ってください。申込時までの給与と賞与を記載し、勤務先印及び代表者印を押印してください(証明があれば所得証明書は不要)。
- 前年1月2日以後に事業を開始された方は、個人番号を記載した場合であっても申込書裏面の様式2「自営業者等」欄に収入・経費、事業所等を記載し押印してください。
- 婚約者の方で現在収入があり、市が指定する入居日(入居指定日)までに退職することを条件に申込みされる方は、個人番号を記載した場合であっても退職予定証明書を提出してください(退職予定証明書を提出した場合、所得証明書は不要)。

※ この場合、入居指定日後、早急に退職証明書を提出していただくことになります。

⑦ 扶養または無職を証明する書類

- 個人番号を記載の場合は原則添付不要です。
- 申込家族のうち収入のない方で、最新の源泉徴収票や確定申告書、今年度の市民税・県民税申告書等で申込家族内のいずれかの方に扶養されている旨の記載がない方は、個人番号を記載した場合であっても、無職の証明または扶養されていることを証明する書類の提出、または市役所税務課への市民税・県民税申告が必要です。
- 個人番号を記載しない場合、収入のある方の扶養になっている方は、**組合健康保険証**(ただし、カード式の場合は家族全員のカード)の写し、または市町村の税務担当課で発行される**扶養証明書**または**非課税証明書**を提出してください(15歳未満または在学証明や学生証があれば扶養証明等は不要)。
- 国民健康保険の加入者の扶養になっており、税務上の扶養となっていない方は、個人番号を記載した場合であっても、**国民健康保険証の写し**を提出してください。

⑧ 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)

- 個人番号を記載の場合は添付不要です。
- 個人番号を記載しない場合で、次に該当する方は、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)を提出してください。
 - ・ 母子世帯または父子世帯の方(子の全員分)。
 - ・ 内縁関係等で申込みする方。
 - ・ 別居中の親(子)世帯等と同居する申込みの方。

⑨ 婚約証明書、婚約入居の誓約書

- 婚約による申込みの方は、申込書裏面の様式3「婚約証明書」欄に記入の上、申込書に添付の「婚約入居の誓約書」と一緒に提出してください。

⑩ その他の提出書類

- 心身障がい者の方は、障がいを証明する手帳の写し等
- 戦傷病者、原子爆弾被爆者、引揚者、ハンセン病療養所に入所していた方は、手帳または証明書等の写し
- 離婚調停中の方は、家庭裁判所発行の事件係属証明書等
- 離婚協議中の方は、離婚協議中の入居申込みかかる誓約書
- DV被害者の方は、女性相談センター、婦人保護施設庁の証明書または裁判所の保護命令決定書の写し
- 在勤資格による申込みの方は、**在職証明書**(氏名、就職年月日、現在も在職中である旨記入されており、勤務先印と代表者印が押印されたものであれば、書式は自由です。)

収入を証明する書類の区分表

		所得を証明する書類(源泉徴収票)	申込書裏面様式1の証明	申込書裏面様式2の証明	離職票または退職証明書	年金改定通知書の写しまたは最新の年金振込通知書の写し	卒業証書等	開業届	注意事項
給与所得	前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	○							マイナンバー記載の場合は不要。
	前年1月2日以降に就職(転職)し、申込みをされる方 最近まで扶養家族になっており、最近就職した方		○		①		②		離職者は①を、 新卒者は②を提出
自営業	前年1月1日以前から引き続き営業している方	○							
	前年1月2日以降に営業開始し、申込みをされる方			○	○			○	開業された方は、開業届(税務署の受理印があるもの)を提出
	最近まで扶養家族になっており、最近営業を始めた方			○				○	
その他	年金受給者	○				③			源泉徴収票がない方は③を提出
	失業中の方								離職票、退職証明書、雇用保険受給資格証の写し、または廃業届のいずれかを提出
	婚約による申込者で退職予定の方								申込書添付の退職予定証明書
	生活保護受給者の方								生活扶助料受給者証明書

※ 申込家族の中で扶養者の方は、扶養を証明する書類を提出してください。

※ 扶養者でない方が申込みをされる場合は、非課税証明書を提出してください。

5 注意事項

◇ 申込時の注意事項

申込時には、次のことに注意してください。

- 1 申込書類が不足している場合は、申込みを受け付けられない場合があります。
- 2 郵送での申込みは、令和8年5月21日(木)必着でお願いします。
- 3 日本語が話せない外国の方は、通訳できる方を同伴してください。
- 4 家賃以外にも次のような費用が必要です。
 - (1) 敷金(入居契約時に決定した家賃の3か月分)
 - (2) 電気・ガス・上下水道の使用料
 - (3) 居住中に破損及び汚損した箇所の修繕費用
 - (4) 自治会費(町内会費)等
 - (5) 階段灯、街路灯の電気代、共用水栓の水道料、清掃等の共益費
- 5 駐車場は、空きがある場合に1区画月額4,000円で使用できます(原則、車幅1.8m未満 車長4.9m未満の車両に限る)。使用開始日までに保証金(12,000円)を納付していただきます。
- 6 犬、猫等のペット類を飼うことはできません(盲導犬は除く)。
- 7 市営住宅は、さまざまな制約や毎年指定された書類を提出する義務があります。また、共用部分の維持管理を入居者で行っていただくこと等、民間の賃貸住宅との違いがありますので、ご承知おきください。
- 8 前入居者の退去後に最低限の修繕を行っていますが、経年に伴う劣化はご了承ください。
- 9 虚偽の申込みまたは入居決定後辞退された場合、今後の受付は一切いたしません。

◇ 当選後の注意事項

次の方は、入居の資格を失います。

- 1 書類審査(在住・在勤要件、住民票、納税状況等)により、入居資格がないことが判明した方。
- 2 入居決定通知書において指定した期日までに、賃貸借契約書及び敷金の納付済通知書を提出しなかった方。
- 3 入居指定日(入居開始日)から15日以内に申込家族全員が入居できない方。